

令和3年7月1日

南九イリヨー株式会社 一般事業主行動計画
(女性活躍推進法)

女性がその能力をより発揮し、仕事と生活の調和を図り、より働きやすい職場環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年7月1日 ~ 令和5年6月30日 (2年間)

2. 当社の課題

課題1: 男女の継続勤務年数に差はないが、管理職層において女性比率が低い。

課題2: 育児と仕事の両立支援制度について、女性社員における利用率は高いが、男性社員の利用率が低い。女性社員が継続的に能力を発揮するために、男性社員においてもダイバーシティの視点を育む取り組みが必要である。

3. 目標

目標1: 管理職養成を目的としたキャリア研修を実施し、受講者の意識改革・能力開発支援を行う

<対策>

令和3年7月~

- 研修の実施 (月1回程度の計画にて継続実施)

目標2: 管理職に占める女性比率の割合を、産業別(※)平均値である12.2%以上をめざす
(※)生活関連サービス業

<対策>

令和3年10月~

- ロールモデルとなる女性管理職候補人材の育成・紹介
- 男女の固定的役割分担意識に基づく慣行の見直しなど職場風土の改善
- 管理職に対するワークライフバランスやダイバーシティに関する意識啓発

目標3: 男性における両立支援制度の利用を推進する取り組みを行い、計画期間中、男性の育児休業取得率7%以上をめざす

<対策>

令和3年7月~

- 育児と仕事の両立支援制度に関するパンフレット等を作成し、制度利用を促す
- 男性の育児休業取得者のモデルケースを紹介するなどし、制度利用を促す